舞鶴市告示第62号

　舞鶴市不妊・不育治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

舞鶴市長　多々見　良　三

　　　舞鶴市不妊・不育治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

　舞鶴市不妊・不育治療費助成事業実施要綱(平成15年告示第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別表に規定する人工授精による不妊治療を受ける場合を除き」を「婚姻の届出をしていないが」に改める。

第3条第1項中「別表不妊・不育治療の種類の欄」を「別表の不妊・不育治療の種類の欄」に改め、同項ただし書中「同表限度額の欄」を「同表の限度額の欄」に改める。

様式第1号中

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 3　人工授精を受けた場合は、法律上の夫婦であることを証明できる書類を添付してください。ただし、次の同意欄に署名・押印する場合は、添付する必要はありません。  4　保険診療外の不育治療を受けた場合は、領収書を添付してください。 |  |
|  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」

を

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 3　保険診療外の不育治療を受けた場合は、領収書を添付してください。 |  |
|  |  |  |

」

に改める。

　　　附　則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の第2条第1号の規定は、令和3年1月1日以後に受診した不妊・不育治療に係る助成金について適用する。